

「優先株式」ってご存じですか？

ファイナンシャル・プランナー 福島えみ子

「優先株式」という言葉を目にされたことがありますでしょうか？すでに株式投資をはじめられている方でも、何に対して優先なのかよくわからなかったという方や、そもそも株式に種類なんてあるの！？という方もいらっしゃるかもしれません。利用の仕方によっては有利な場合もある優先株式について今日はご紹介したいと思います。

会社法第 108 条により、株式会社は異なる 2 種類以上の株式を発行することが認められています。この異なる種類の株式はまとめて「種類株式」と呼ばれます。ではどんな種類の株式があるのかといいますと、まずは今日ご紹介する優先株式、そして優先があれば劣後があるというわけで劣後株式、そのほか混合株式、譲渡制限株式、新株予約権付株式などが挙げられます。

会社法は、第 109 条で「株式会社は、株主をその有する株式の内容及び数に応じて、平等に取り扱わなければならない。」として、それぞれの株式の権利の内容が平等であることを要求していますが、剰余金の配当、残余財産の分配、株主総会における議決権行使など、会社法第 108 条に列挙された事項については、種類ごとに異なる取り扱いをすることを認めて、株式会社が株式発行による資金調達を機動的・有利におこなえるよう、この点ある程度の自由を会社に与えているのです。

では、この「優先株式」、「優先」って何に対して、どんな点が“優先”になるのか気になりますよね。「優先株式」は、剰余金の配当や清算会社の残余金の配当の点で普通株式よりも有利な取り扱いを受ける株式をいいます。ちなみに普通株式よりも不利な取り扱いを受けるものは劣後株式と呼びます。株式投資において配当は魅力的な要素なので、それを普通よりも有利な取り扱いをしてくれるなんて、もしそうだとしたら誰もが優先株式に殺到してしまいそうですが無条件においしい話というのはそうそう無く、“そのかわり”という条件がつきます。そしてその“そのかわり”という条件とは、株主総会での議決権はありませんよ、というものです。会社にとっては、配当を多くだしたとしても議決権がないことにより経営によけいな口出しをされたり買収されたりされるリスクを減らしつつ資金調達ができるメリットがあります。

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2011 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

この優先株式には一般に分類があり、まず「参加型」と「非参加型」と呼ばれる分類があります。「参加型」というのは、配当に際して優先株式の配当がなされた後にもさらに配当可能利益があれば普通株式とともにさらに配当が与えられるものをいい、「非参加型」は、そのような取扱がないものをいいます。また、「累積型」と「非累積型」という分類もあり、「累積型」は、配当額が配当に達しなかった場合に次年度に繰り越して次年度以降あわせて支払われるもの、「非累積型」は、その繰越がなされないものです。

ほかには、予め一定の期間や条件が設定されていて、その期間や条件がクリアされれば優先株式から普通株式へと転換できる設定になっているものもあります。さらに、会社が発行した優先株式をある一定の交換条件のもと自己（会社）が取得したり、消却したりすることも可能とされています。

これら発行条件や設定はそれぞれの会社によって及びそれぞれの種類株式によって異なりますので、投資する際には事前に充分条件を確認するようにしてください。

株主の議決権は、株式会社の最高意思決定機関である株主総会での意思決定に直接かかわることのできる重要な権利です。しかし、株式投資の主な目的は売買利益（キャピタルゲイン）と配当利益（インカムゲイン）、それに加えて株主優待も楽しみにしているけれども、株主総会には顔を出したことがないし役員の選任や報酬決定、会社の資本金の額に関する決定にはそれほど興味はないよ、というような投資家なら、議決権はないけど配当が有利というこの「優先株式」は使い勝手がいいといえるでしょう。

優先株式の具体的な例を、伊藤園の「第1種優先株式」で見てください。伊藤園の「第1種優先株式」の配当額は、普通株式の配当額よりも25%増し、利益がなく普通株式に配当がない場合でも最低1株あたり15円が配当されます。そして配当が配当可能額に満たないで未払いになった場合の配当は、普通株式では累積しませんが、優先株式では累積してゆきます（累積型）。ただし、会社が清算に入った場合の残余財産分配権は優先がなく、普通株式と同等の分配になります。伊藤園ではこうした優先株式の設計になっていますが、清算会社になった場合の残余財産分配権もまた普通株式に優先するとしている会社もあり、このように設定や条件は発行する会社や種類株式により細かく異なります。

なお、伊藤園の「第1種優先株式」の“第1種”というのは法的に定められていたり定義付けされている名称ではありません。上述のように優先株式とひとくちにいても色々な設計が可能なので、1つの会社がさまざまな条件の優先株式を発行するのに備え、便宜的に“第1種”という名称がつけられています。“A種”という表記をしているところもあり、このあたりは会社の自由に委ねられています。

それでは、実際にこの優先株式を買うにはどうしたらいいのかというところですが、再び

伊藤園の株を例にとってみますと、伊藤園の銘柄コードは2593のところ、優先株式は25935です。インターネットの株式売買や株価情報で普通に伊藤園の株式を検索すると普通株式のコードしか出てこないのが、優先株式を買いたい場合は要注意です。25935の株式コードで必ず買い付ける必要があります。また、どの会社でも常に優先株式を発行しているわけではありませんので、このあたりは知っているか知らないか、つまり普段の情報収集がものをいうところでしょう。

こうして見てくると、株主総会への出席に興味がなく売買益や配当、株主優待を期待する投資家にとってこの優先株式はどんなにか人気があり株価も高いのであろうかと思えば実はそうではありません。先の伊藤園の例で言っても、株価は普通株式よりも優先株式のほうがおおむね安く推移しています。普通株式にくらべ流動性、つまり売買高もふるわず株価も安いとあっては、せつかく有利な資金調達を行おうとした会社にとってコストばかりがかかってメリットがなく、優先株式の一部から自己株式を取得して消却へという道を実際伊藤園も取り始めました。

優先株式の自己株式取得や消却といえ、普通株式への転換が行われたことによって全体の株式数が増え株式の価値が“希薄化”したときに行われていたところ、伊藤園の優先株式はそのような普通株式への転換条項がないタイプですので同列には考えられないでしょう。これはやはり、優先株式を知っている人しか買わない・買えない、いわば“知る人ぞ知る”存在というところが、優先株式が思ったより流通しなかった原因なのではないでしょうか。アメリカでは従来からもっとこのような優先株式が発達しています。私達ももっと優先株式のことを知って有利な投資をしたり、会社にとっても有利で機動的な資金調達ができるようしたりにすることは、ひいては日本経済の活性化にもつながるのではないのでしょうか？

今のところ“知っている人だけがトクをする”の一例である「優先株式」ですが、ちょっとアンテナを広げて、もし自分の投資スタイルにあっていると感じたらこの「優先株式」、上手に利用してみませんか？